

経営安定関連特例・危機関連特例に係る各保証制度について

	経営安定関連保証						危機関連保証						
	【和歌山県制度】				【和歌山市制度】	【国制度】	【和歌山県制度】				【国制度】		
	①経営支援資金 (観光関連緊急対策)	②経営支援資金 (新型コロナウイルス感染症対応)	経営支援資金 (セーフティ)	資金繰り安定資金 (セーフティ)	セーフティネット資金	経営安定関連保証	③経営支援資金 (観光関連緊急対策)	④経営支援資金 (新型コロナウイルス感染症対応)	経営支援資金 (危機対応)	資金繰り安定資金 (危機対応)	危機関連保証		
保証対象者	観光関連事業者で、下記の認定要件に該当する方		県内において信用保証協会の保証対象となる事業を営んでいる中小企業者（個人・法人・組合等）で、下記の認定要件に該当する方						観光関連事業者で、下記の認定要件に該当する方		県内において信用保証協会の保証対象となる事業を営んでいる中小企業者（個人・法人・組合等）で、下記の認定要件に該当する方		
保証限度額	4,000万円	4,000万円	8,000万円	8,000万円	8,000万円	2億8,000万円	4,000万円	4,000万円	8,000万円	8,000万円	2億8,000万円		
合算限度額	経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証との合算で5億6,000万円 ①③経営支援資金（観光関連緊急対策）は合算で4,000万円 ②④経営支援資金（新型コロナウイルス感染症対応）は合算で4,000万円												
資金使途	経営の安定に必要な資金						経営の安定に必要な資金						
	運転・設備・返済	運転・設備・返済	運転・設備	返済・運転	運転・設備・返済	運転・設備・返済	運転・設備・返済	運転・設備・返済	運転・設備	返済・運転	運転・設備・返済		
保証期間	10年以内 (据置1年以内)	10年以内 (据置5年以内)	10年以内 (据置1年以内)	10年以内 (据置1年以内)	運転7年以内 設備・返済10年以内 (据置1年以内)	運転7年以内 設備10年以内 (据置1年以内)	10年以内 (据置2年以内)	10年以内 (据置5年以内)	10年以内 (据置2年以内)	10年以内 (据置2年以内)	10年以内 (据置2年以内)		
保証料率	(4号) 0.90% (5号) 0.80% 県が全額補助 お客様負担ゼロ ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料は全額お客様負担	(4号・5号共通) 0.85% (本制度における経営者保証免除対応適用した場合) 1.05% ①売上15%以上減少（全事業者） または 売上5%以上減少 (個人小規模事業者に限る) 国が全額補助 お客様負担ゼロ ②売上5%以上減少 (個人小規模事業者除く) 国が1/2補助 お客様負担1/2 ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料は全額お客様負担	(4号) 0.60% (5号) 0.50%	(4号) 0.60% (5号) 0.50%	(4号) 0.90% (5号) 0.80%	(4号) 0.90% (5号) 0.80%	0.80% 県が全額補助 お客様負担ゼロ ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料は全額お客様負担	0.85% (本制度における経営者保証免除対応適用した場合) 1.05% 国が全額補助 お客様負担ゼロ ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料は全額お客様負担	0.50%	0.50%	0.80%		
利率	(4号) 1.20%以内 (5号) 1.40%以内 県の補助により 当初より1年間お客様負担ゼロ	(4号) 1.20%以内 (5号) 1.40%以内 売上15%以上減少（全事業者） または 売上5%以上減少 (個人小規模事業者に限る) 県の補助により 当初より3年間お客様負担ゼロ	(4号) 1.20%以内 (5号) 1.40%以内	(4号) 1.60%以内 (5号) 1.80%以内 返済資金に県制度以外の保証協会の保証付融資の残高を含む場合 (4号) 1.90%以内 (5号) 2.10%以内	1.10%以内	BK所定	1.20% 県の補助により 当初より1年間お客様負担ゼロ	1.20% 県の補助により 当初より3年間お客様負担ゼロ	1.20%以内	1.60%以内 返済資金に県制度以外の保証協会の保証付融資の残高を含む場合 1.90%以内	BK所定		
連帯保証人	原則、法人代表者以外不要						原則、法人代表者以外不要						
担保	必要に応じて徴求	原則、無担保 (既設定根抵当権除く)	必要に応じて徴求						必要に応じて徴求	原則、無担保 (既設定根抵当権除く)	必要に応じて徴求		
認定権者	市区町村長						市区町村長						
指定期間	(4号) 令和2年12月1日まで (5号) 令和3年1月31日まで						令和3年1月31日まで						
認定要件 (売上減少要件)	(4号) 最近1か月の売上高等が前年同月と比べ△20%以上、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期と比べ見込みで△20%以上 (5号) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で△5%以上 令和3年1月31日までの間は、最近1か月の売上高等が前年同月と比べ△5%以上、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期と比べ△5%以上						最近1か月の売上高又は販売数量が前年同月と比べ△15%以上、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期と比べ見込みで△15%以上						
取扱期間	令和2年5月1日～令和2年12月31日保証申込受付 かつ、令和3年1月31日までの融資実行分		セーフティネット保証4、5号認定書有効期間内の保証申込受付分				令和2年5月1日～令和2年12月31日保証申込受付 かつ、令和3年1月31日までの融資実行分		危機関連保証認定書有効期間内の保証申込受付 かつ、令和3年1月31日までの融資実行分				